

別記

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

所有者 様

米子市長



指 示 書

- 1 建築物の名称：
- 2 建築物の所有者・住所：
・氏名：
- 3 建築物の所在地：
- 4 建築物の主要用途：
- 5 建築物の構造：
- 6 建築物の規模：

あなたが所有している上記特定既存耐震不適格建築物については、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認められます。

つきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」といいます。）第15条第2項の規定により、次のとおり処置されるよう指示します。

なお、この指示に従わなかったときは、法第15条第3項の規定に基づき、その旨を公表することがあります。

また、この指示に従うことができない理由があるときは、その理由を明確にした書面を
年 月 日までに提出してください。

記

1 指示事項

2 理由

所有者 様

米子市長



特定既存耐震不適格建築物に関する通知書

- 1 建築物の名称：
- 2 建築物の所有者・住所：
・氏名：
- 3 建築物の所在地：
- 4 建築物の主要用途：
- 5 建築物の構造：
- 6 建築物の規模：

あなたが所有している上記建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」といいます。）第15条第2項の規定による特定既存耐震不適格建築物に該当し、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認められます。

つきましては、法第15条第4項の規定により、当該建築物について次の事項を別添の「特定既存耐震不適格建築物に関する報告書」により報告してください。

なお、特定既存耐震不適格建築物の名称、位置及び概要について、上記の記載内容に誤りがある場合は、報告書に正して記載してください。

記

- 1 報告を求める事項
- 2 報告書の提出先

(第1面)

様式第3号 (第2条関係)

第 号
年 月 日

米子市長 様

所有者 住所
氏名

印

特定既存耐震不適格建築物に関する報告書

次のとおり、建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第4項の規定による報告をします。

記

特定既存耐震不適格建築物の名称			
特定既存耐震不適格建築物の位置			
特定 既存 耐震 不適格 建築物 の 概要	用途		
	構造		
	階数		
	延べ面積		
	複合用途建築物の 場合の用途別床面積	用途 () 床面積 (m ²)	
		用途 () 床面積 (m ²)	
		用途 () 床面積 (m ²)	
用途 () 床面積 (m ²)			
用途 () 床面積 (m ²)			
着工年月日	年 月		
設計図書有無	設計図 (有・無) 構造計算書 (有・無)		

耐震診断	実施結果又は進捗状況	
	実施の予定 (未着手の場合)	・予定あり (年 月～ 年 月) ・予定なし 実施しない理由：
耐震改修	進捗状況	
	実施の予定 (未着手の場合)	・予定あり (年 月～ 年 月) ・予定なし 実施しない理由：

様式第5号（第5条関係）

耐震改修認定台帳		申請年月日 年 月 日		種別 号 ()	
受付年月日 年 月 日		受付番号 第 号			
建築確認		不適格緩和		耐火緩和	
建物の名称		TEL			
申請者住所					
申請者氏名					
建物所在地					
評価委員会評定の有無 有 ・ 無		評価年月日 年 月 日		評価番号 第 号	
建物 情報	地上階数： 階 地下階数： 階 構造： 造、一部 造				
	延べ面積： m ² 建築面積： m ²				
	用途： 工事種別：				
	工事着手予定日： 年 月 日 工事完了予定日： 年 月 日				
	通知書記載のその他の事項：				
法区分用途			改修方法		
認定年月日 年 月 日			認定番号 第 号		
認定拒否 年 月 日			改善命令 年 月 日		
認定取消 年 月 日			認定取下げ 年 月 日		
報告徴収	1回目	報告の内容 報告年月日 年 月 日			
	2回目	報告の内容 報告年月日 年 月 日			
完了報告 年 月 日		完了検査 年 月 日		認定証交付 年 月 日	
備考					

様式第6号（第5条関係）

第 号
年 月 日

建築主事（消防長等） 様

米子市長



建築物の耐震改修の計画の認定に係る同意について

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項の規定に基づく下記の建築物の計画の認定申請について、同法第17条第4項の規定による同意を求めます。

記

- 1 建築物の位置
- 2 申請者の氏名
- 3 建築物の概要
名 称 :
用 途 :
延 べ 面 積 :
その他の事項 :

米子市長 様

建築主事



建築物の耐震改修の計画の認定に係る同意について

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項の規定に基づく計画の認定申請に関して、同法第17条第4項により同意を求められた下記の建築物の耐震改修の計画については、同意します。

記

- 1 建築物の位置
- 2 申請者の氏名
- 3 建築物の概要
名 称 :
用 途 :
延 べ 面 積 :
その他の事項 :

米子市長 様

建築主事



同意することができない旨の通知

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項の規定に基づく計画の認定申請に関して、同法第17条第4項により同意を求められた下記の建築物の耐震改修の計画については、次の理由により同意することができません。

記

- 1 建築物の位置
- 2 申請者の氏名
- 3 建築物の概要
名 称 :
用 途 :
延 べ 面 積 :
その他の事項 :

(同意することができない理由)

様式第9号（第6条関係）

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

申請者 様

米子市長



認定通知書

下記による申請書の記載の計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項の規定に基づき認定しましたので、通知します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 建築物の位置

3 建築物の概要

名称 :

用途 :

延べ面積 :

その他の事項 :

（注意事項）

- 1 工事に当たっては、米子市建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る計画の認定事務処理要領（平成27年 月 日施行）第10条の規定に基づき、工事現場の見やすい場所に、計画の認定を受けた旨の表示を行ってください。
- 2 計画認定建築物の計画について変更しようとするときは、国土交通省令で定める軽微な変更を除き、変更申請が必要となります。
- 3 工事が完了したときは、米子市建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る計画の認定事務処理要領第11条第1項の規定に基づき、計画認定建築物の耐震改修工事完了報告書を提出し、検査を受けてください。

様式第10号（第6条関係）

第 年 月 日
号

建築主事 様

米子市長



建築物の耐震改修の計画の認定について（通知）

建築基準法（昭和25年法律201号）第6条第1項の規定による確認（第18条第2項の規定による通知）を要する下記の耐震改修の計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」といいます。）第17条第3項の規定に基づき、認定をしました。

このため、この耐震改修工事について、建築基準法第6条第1項の規定による確認（第18条第2項の規定による通知）があったものとみなされますので、法第17条第10項により通知します。

記

- 1 申請者の住所
- 2 申請者の氏名
- 3 建築主事同意年月日及び番号

年 月 日 第 号

認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号

申請者 様

米子市長



計画の認定をすることができない旨の通知

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで申請のありました下記の建築物の耐震改修の計画については、内容を審査した結果、次の理由により認定することができませんので、通知します。

記

1 建築物の位置

2 建築物の概要

名称：
用途：
延べ面積：
その他の事項：

認定することができない理由

（教示）

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、米子市長に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、米子市を被告として（訴訟において米子市を代表する者は米子市長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

建築主事 様

米子市長



建築物の耐震改修の計画の認定を行わないことについて（通知）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項の規定に基づく申請のうち、 年 月 日付け 第 号で進達された下記の建築物の耐震改修の計画については、内容を審査した結果、次の理由により計画の認定をすることができない旨の通知をいたしましたので、通知します。

記

- 1 建築物の位置
- 2 申請者の氏名
- 3 建築物の概要
名 称 :
用 途 :
延 べ 面 積 :
その他の事項 :

（認定することができない理由）

※ 建築主事同意済みの場合

建築主事 同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
-------------------	--------------

第 年 月 日 号

米子市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩

耐震改修計画変更認定申請書

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項の規定により認定を受けた下記の建築物の耐震改修の計画について、同法第18条第1項の規定により変更の認定を申請します。

なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 認定年月日及び番号 年 月 日
第 号

2 変更内容

変更前	変更後

（※この欄には、記入しないでください。）

受付欄	※消防関係 同意欄	※建築主事 同意欄	※認定番号欄
年 月 日 第 号 係員印			年 月 日 第 号 係員印

様式第14号（第9条関係）

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

認定事業者 様

米子市長



変更認定通知書

下記による変更認定申請書の記載の計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第18条第2項において準用する同法第17条第3項の規定に基づき認定しましたので、通知します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 建築物の位置

3 建築物の概要

名称 :

用途 :

延べ面積 :

その他の事項 :

（注意事項）

- 1 工事に当たっては、米子市建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る計画の認定事務処理要領（平成27年 月 日施行）第10条の規定に基づき、工事現場の見やすい場所に、計画の認定を受けた旨の表示を行ってください。
- 2 計画認定建築物の計画について変更しようとするときは、国土交通省令で定める軽微な変更を除き、変更申請が必要となります。
- 3 工事が完了したときは、米子市建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る計画の認定事務処理要領第11条第1項の規定に基づき、計画認定建築物の耐震改修工事完了報告書を提出し、検査を受けてください。

様式第15号（第10条関係）

建築物の耐震改修の促進に関する法律による計画の認定済	
認定年月日・番号	年 月 日 第 号
所管行政庁名	
認定事業者	
設計者氏名	
工事施工者名	
工事現場監理者氏名	

備考 縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上とし、材料は、
木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。

第 年 月 日 号

米子市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩

計画認定建築物の耐震改修工事完了報告書

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項の規定により認定を受けた建築物の耐震改修工事が完了したので、下記のとおり報告します。

記

認定年月日・番号	年 月 日 第 号
建築物の名称	
建築物の所在地	
工事種別	
用途	
構造・階数	
延べ面積	
工事監理者	() 級 建築士、() 登録第 号 氏 名 () 級 建築士事務所、() 知事登録第 号 TEL () - 所在地
工事施工者	建設業許可番号 () 第 号 氏 名 TEL () - 所在地
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
特記事項 (改修状況について、改修前、改修中、改修後の部位ごとの状況写真等を添付してください。また、工事監理者が工事施工者に与えた注意事項の概要とこれに対する工事施工者の対応、認定事業者に対する報告の概要を記載、記入してください。)	

様式第17号（第11条関係）

第 年 月 日
第 号

米子市長 様

申請者 住所
氏名 印

計画認定建築物の耐震改修状況報告書

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第19条の規定により、計画認定建築物の耐震改修の状況について、下記のとおり報告します。

記

認定年月日・番号	年 月 日 第 号
建築物の名称	
建築物の所在地	
工事種別	
用途	
構造・階数	
延べ面積	
工事監理者	() 級 建築士、() 登録第 号 氏 名 () 級 建築士事務所、() 知事登録第 号 TEL () - 所在地
工事施工者	建設業許可番号 () 第 号 氏 名 TEL () - 所在地
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
特記事項	(改修状況について、改修前、改修中、改修後の部位ごとの状況写真等を添付してください。また、工事監理者が工事施工者に与えた注意事項の概要とこれに対する工事施工者の対応、認定事業者に対する報告の概要を記載、記入してください。)

様式第18号（第12条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

米子市長



検査済証

下記の建築物に係る工事は、検査の結果、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項の規定に基づく認定に関する規定に適合していることを証明します。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 計画認定建築物の所在地
- 4 計画認定建築物の主要用途
- 5 工事完了検査年月日 年 月 日

第 年 月 日 号

認定事業者 様

米子市長



改善命令書

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第20条の規定により、下記の計画認定建築物について、次の事項を 年 月 日までに改善するよう命じます。

記

- 1 認定年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 建築物の位置
- 3 建築物の名称
- 4 建築物の用途
- 5 延べ面積 m^2

改善を命ずる事項
改善を命ずる理由

（教示）

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、米子市長に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、米子市を被告として（訴訟において米子市を代表する者は米子市長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

建築主事 様

米子市長



改善命令について（通知）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項の規定により計画の認定をした下記の建築物について、同法第20条の規定により別添写しのとおり改善を命じましたので、通知します。

記

- 1 認定年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 認定事業者の住所・氏名

※ 建築主事同意済みの場合

建築主事 同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
-------------------	--------------

様式第21号（第13条関係）

第 年 月 日 号

米子市長 様

報告者 住所
氏名 ⑩

改善完了報告書

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第20条の規定による改善命令について、下記のとおり改善が完了しましたので報告します。

記

1 認定年月日及び番号 年 月 日 第 号

2 改善命令を受けた事項

3 改善を行った内容

（改善した内容について、その部分の改善前及び改善後の図面、写真等を添付してください。）

様式第22号（第13条関係）

第 号
年 月 日

建築主事 様

米子市長



改善報告書の受理について（通知）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第20条の規定により改善を命じた下記の建築物について、認定事業者から別添写しのとおり改善の報告がありましたので、通知します。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 認定事業者の氏名
- 4 建築物の位置
- 5 建築物の用途
- 6 延べ面積 m²

建築主事 同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
-------------------	--------------

第 年 月 日 号

認定事業者 様

米子市長



耐震改修計画認定取消通知書

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第21条の規定により、下記の計画認定建築物について、次の理由により計画の認定を取り消すので通知します。

記

- 1 認定年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 建築物の位置
- 3 建築物の名称
- 4 建築物の用途
- 5 延べ面積 m^2

計画の認定を取り消す理由

（教示）

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、米子市長に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、米子市を被告として（訴訟において米子市を代表する者は米子市長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第24号（第14条関係）

第 号
年 月 日

建築主事 様

米子市長



計画の認定の取消しについて（通知）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項の規定により計画の認定をした下記の建築物について、同法第21条の規定により当該計画の認定を取り消しましたので、通知します。

記

- 1 認定年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 認定事業者の氏名
- 3 建築物の位置

様式第25号（第15条関係）

第 年 月 日 号

米子市長 様

届出者 住所
氏名 ⑩

認定申請取下げ届出書

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項の規定による次の申請は、都合により取り下げたいので、届け出ます。

記

- 1 申請年月日 年 月 日 第 号
- 2 申請の建築物の名称
- 3 申請の建築物の位置
- 4 取下げ理由